

返戻金制度について

当社の紹介により採用された求職者が入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社1ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合	受け取った紹介手数料の80%払い戻し
入社3ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合	受け取った紹介手数料の50%払い戻し
入社6ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合	受け取った紹介手数料の10%払い戻し

＊紹介手数料の返戻については、その事由発生的事実を当社に書面で申し入れ、当社がその申し出を受領した時点より10営業日以内に返金を行います。

＊但し、本件、制度の詳細・適用については、個別に各求人者との取引において定めます。